

全 L 協保安 26 第 58 号  
平成 26 年 10 月 14 日

正 会 員 各位

(一社) 全国 LP ガス協会

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について  
(お願い)

標記について、経産省高圧ガス保安室より別添のとおり通知がありました。

本件は、各都道府県警察において、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、全国一斉の指導取締りを平成 26 年 11 月 1 日から 11 月 30 日の 1 ル月間実施することです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、法令違反車両が運行することのないよう周知徹底方よろしくお願ひいたします。

以 上  
発信手段：Eメール  
保安部：渡辺、片岡

別添

26高圧第12号  
平成26年10月3日

一般社団法人全国L.Pガス協会  
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長 矢島 秀浩



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

上記の件について、別添のとおり、高圧ガスに係る関係団体に対して通知することとしました。

つきましては、貴団体に対しましても、別添の内容について連絡します。



26 高圧第12号  
平成26年10月3日

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

経済産業省商務流通保安グループ高压ガス保安室長



平成26年9月9日付け警察庁丁保発第137号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別紙のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

高压ガスの運搬に関する取締りについては、各産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督事務所を含む。）並びに各都道府県の高压ガス保安担当課室等と各都道府県警察との間で十分連絡・協議を行い、実効ある取締りが実施されるよう依頼することとします。

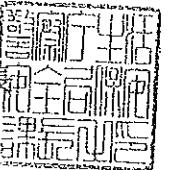


警察庁丁保発第137号  
平成26年9月9日

経済産業省 商務流通保安グループ

高圧ガス保安室長 殿

警察庁生活安全局保安課長



### 危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組みがなされているところでありますが、一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり全国一斉の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしましたので、貴職におかれても、趣旨を御了知の上、管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

#### 記

##### 1 実施期間

平成26年11月1日から11月30日までの1か月間

##### 2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

##### 3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導